

7 類型7) NF 等のインテグリティ(高潔性)に問題がある場合 ～暴力

指導問題

<事例>

あるNFの代表チームのコーチが、選手に対して長期間にわたる暴力的指導を行っていたことが判明しました。

NFとして、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

指導者による選手に対する暴力事件等NFの関係者間で問題が起きた場合は、NFとして、原因の究明、当事者の処分等適切な対応を採ることが求められます。

日本のスポーツ界においては、平成25年4月25日に、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本中学校体育連盟により「暴力行為根絶宣言」¹¹が採択されており、各NFにおいては、暴力等の不当行為の禁止を謳う暴力排除宣言、倫理規程の整備を実施する必要があります。

¹¹ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本体育協会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

◆ グッドガバナンスに基づく実践案

(1) NF としての調査 ～迅速かつ公正な調査

暴力的指導等の、不祥事が起きた場合、まず、NF として、迅速に事実関係を把握するため、不祥事を起こした本人や関係者から詳細な事情聴取を行います。

もっとも、NF 内部の理事等のみが調査を行うと、従来の人間関係等から、公正・中立な調査を期待できないことも考えられます。そこで、例えば、弁護士や大学教員等、NF 外の有識者が関与して調査を行うことを検討すべきでしょう。事案の内容、規模によっては、外部の有識者による第三者委員会等を構成する必要もあります。

調査の結果を踏まえて、不祥事が起きた原因の究明や、再発防止のための方法等を検討することも重要です。

(2) 処分の在り方 ～弁明の機会と処分の適正

調査の結果、問題となる不祥事の社会的非難の程度や事案の性質によっては、NF として、不祥事を起こした指導者本人に対して処分を行うこととなります。

NF による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人から直接言い分を聞いた上で、本人に弁明の機会を与える必要があります。

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、NF 外の有識者の関与を検討すべきでしょう。日本体育協会は、平成 26 年 7 月に、「公認スポーツ指導者処分基準¹²⁾」を定め、その別表には、類型に分けられた処分基準を定めており、非常に参考になります。

そして、NF が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接説明します。

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

¹²⁾ <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/shobunkijyun.pdf>

(3) 問題の発生・再発を防ぐために

NF 内部における不祥事の発生を防ぐためには、上記「暴力行為根絶宣言」¹³に基づき、常日頃から、次のような方策を講じることが大切です。

① 関係者に対する教育啓発活動

NF の役職員やコーチ、監督等指導者らを対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。

② 各 NF における倫理規定、ガイドラインの作成

日本体育協会に加盟している NF には、「公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン」に基づき、倫理や社会規範に関して必要な規程の整備を図ることが求められています。

③ 倫理委員会や相談窓口の設置等

法律の専門家やカウンセラー等、NF 外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

(4) 広報 ～社会からの信頼回復

NF は、暴力的指導という、不祥事に関する社会からの信頼回復のため、対外的な広報を行う必要があります。処分内容、不祥事が起きた原因と、それを踏まえての再発防止策、NF としての謝罪の表明等を広報することが考えられます。

事実関係を公表する場合には、処分の対象者や被害者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、刑事事件に発展し、捜査が進行中の場合には、捜査機関から、情報

¹³ 日本オリンピック委員会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.joc.or.jp/news/detail.html?id=2947>、日本体育協会「『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』について」
<http://www.japan-sports.or.jp/tabid/931/Default.aspx>

を公開しないように求められる場合もあるでしょう。

さらに、不祥事発生後一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

・125 ページ 「5 NF の紛争解決に関するフェアプレーガイドライン (1) 懲罰制度、紛争解決制度の構築」

・172 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン (4) 暴力の根絶、セクハラ・パワハラの禁止」

・185 ページ 「8 NF の危機管理に関するフェアプレーガイドライン (2) 不祥事発生時の対応」